

令和5年第6回教育委員会定例会  
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年3月31日（火）午後2時34分から午後3時38分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第20号議案 東京都台東区教育委員会の所掌にかかる予算に関する規則の一部を改正する規則

第21号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第22号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第23号議案 東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について

第24号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第25号議案 東京都台東区立図書館処務規則の一部を改正する規則

第26号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 学務課

ア 退任学校医等に対する感謝状の贈呈について

#### (2) 児童保育課

イ 保育所における新型コロナウイルス感染症対策について

#### (3) 放課後対策担当

ウ 児童館における新型コロナウイルス感染症対策について

#### (4) 指導課

エ 令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症対策の見直し等について

#### (5) 生涯学習課

オ 生涯学習センター等の開館時間の変更について

#### (6) 中央図書館

カ 一部図書館の開館時間の変更について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 令和5年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

#### (2) 放課後対策担当

ウ 民設こどもクラブの開設について

#### (3) 指導課

エ 令和5年4月1日付教職員異動状況について

### 3 その他

午後2時34分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。日程第2、教育長報告の協議事項、児童教育課のイ、放課後対策担当のウ、指導課のエ、生涯学習課のオ、及び中央図書館のカ、につきましては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思います。つきましては、順序を変更して最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第20号議案

第21号議案

第22号議案

第23号議案

第24号議案

第25号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

初めに、第20号議案を議題といたします。なお、関連する21号議案から第25号議案についても一括して審議をいたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、日程第1の議案審議、第20号議案から第25号議案についてご説明いたします。まず、参考資料のほう、ご覧ください。

令和4年12月19日、第24回定例会議でご報告させていただきましたが、台東区生涯学習推進計画に基づきまして、時代の変化に対応した、効果的な生涯学習事業を展開するため、生涯学習課、スポーツ振興課、及び中央図書館の3課を担当する生涯学習推進担当部長を新設いたします。

現在まで、事務局内全ての課を、事務局次長が担当しておりましたが、生涯学習課、センター3課につきましては、新設する部長が担当することとなります。

このため、これまで次長が有しておりました、センター3課に対する権限を、新設する部長へ移行する必要があるため、規定の整備を図るため、これらの議案を提出させていただいたものとなります。

それでは各議案について説明させていただきます。

まず、第20号議案、東京都台東区教育委員会の所掌にかかる予算に関する規則の一部を改正する規則について説明します。

なお、提案理由につきましては、第20号議案から第25号議案まで、先ほど説明しました組織改正に伴う規定の整備を図るものであるため、これ以降の提案理由につきましては省略をさせていただきます。

恐れ入ります。議案に添付している新旧対照表をご覧ください。

第2条の次長の次に、「担当部長」を加え、別表においても、次長の次に「及び担当部長」を加えるものです。

付則についてご覧ください。本規則について令和5年4月1日から施行いたします。

次に、第21号議案、東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

別表第1にて、削除しておりました「6の2の2 東京都台東区教育委員会事務局生涯学習推進担当部長印」を追加させていただき、別表第2において該当する公印の印影を追加するものでございます。

付則をご覧ください。本規則につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

次に第22号議案、東京都台東区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。こちらも新旧対照表をご覧ください。

第1条の見出しを「（担当及び課）」に改め、第1条「担当及び」を加えます。また、指導課の次に「生涯学習推進担当」を追加いたします。また、第9条の見出しの中、「担当部長」を加えまして、第10条の指導課の項の次に「生涯学習推進担当」「生涯学習課、スポーツ振興課及び中央図書館に関すること。」を加えるものでございます。

付則をご覧ください。本規則につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、第23号議案、東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について説明をさせていただきます。こちらも新旧対照表をご覧ください。

第3条第4号の「次長」の次に「及び担当部長（以下「次長等」という。）」を加え、第5号及び第6号における「次長」を「次長等」に改めます。また、担当部長の専決事案について、第4条の2を新設いたします。さらに、第8条の「次長は教育長に」を「次長等は教育長に」、「課長は次長に」を「課長は次長又は担当部長に」、それぞれ改めるものでございます。

付則をご覧ください。本規則につきましても、令和5年4月1日から施行いたします。

次に24号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第4条の「教育委員会事務局生涯学習課長」を「教育委員会事務局生涯学習推進担当部長」に改めるものです。

付則をご覧ください。本規則につきましても、令和5年4月1日から施行いたします。

最後に第25号議案、東京都台東区立図書館庶務規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第5条の「教育委員会事務局次長」を「生涯学習推進担当部長（以下「担当部長」という。）」に改め、第8条第1項及び第9条の「教育委員会事務局次長」を「担当部長」に改めるものです。

付則をご覧ください。本規則につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

長くなりましたが、議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、提案どおりご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問がございますでしょうか。

よろしいですか。

（なし）

○佐藤教育長 これより採決いたします。第20号議案から第25号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 第26号議案

次に第26号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のエについても一括して審議いたします。

まず、庶務課長、説明及び報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案審議第26号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について、及び報告事項、庶務課のア、令和5年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について説明及び報告をさせていただきます。

まずは、第26号議案をご覧ください。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに東京都台東区教育委員会議案決定規程に基づき提出するものです。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。このページでは、部長級、課長級、指導主事、及び課長補佐級を、次ページにおきましては係長級のそれぞれ昇任、転任、新所属等について記載をさせていただいております。また、次のページからは参考といたしまして、教育委員会から転出と退職について記載をしております。

簡単ではございますが、第26号議案についての説明は以上でございます。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○庶務課長 続きまして、報告事項、庶務課のアにつきまして、資料の7をご覧ください。

こちらの資料7、1枚目には主任職の昇任、転入、採用、新所属等について記載をしております。次ページには一般職について同様の記載をしております。さらに、その次のページにつきましては、再任用、及び区政推進員について記載をしております。1番最後のページを参考として、主任、一般職の転出及び退職について記載をしております。

議案の説明及び報告事項の報告は以上でございます。議案につきましては、よろしくご審議の上原案どおり可決いただきますよう、また、報告事項につきましてはご了承いただけるよう、よろしくお願いいたします。

(3) 指導課 エ

○佐藤教育長 次に指導課長、報告願います。

○指導課長 それでは、令和5年4月1日付、教職員移動状況についてご説明申し上げます。お手元の資料10をご覧ください。

本資料は職層別、校種別、内転、外転入、外転出に分けて、令和5年4月1日付での移動者数をまとめた表でございます。概算で260名弱でございます。ちなみに今年度の新規採用者でございますが、1番下の表、教員の行の左から3列目の新採の合計のところに、新規採用の人数を記載してございます。昨年度より、現時点で、10名の増となっておりますが、学級数が確定していない学校もございますので、さらに若干名の採用が必要となる可能性がございます。詳細につきましては、別紙をご覧くださいければと思います。報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの議案説明、及び報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。大丈夫ですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第26号議案については、原案どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

また、報告事項、庶務課のア及び指導課のエについても報告どおり、ご了承願います。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題とします。学務課のアについて、学務課長、説明を願います。

○学務課長 それでは、協議事項の1、退任学校医等に対する感謝状の贈呈についてご説

明をいたします。資料1をご覧ください。

項番1、被贈呈者です。蔵前小学校学校歯科医の山本先生、東浅草小の学校薬剤師の中村先生、台東区立学校結核対策委員会委員長の小林先生。裏面にまいりまして、台東区学校保健会会長の関戸先生におかれましては、令和5年3月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、これまでのご功績をたたえ、感謝状を贈呈したいと存じます。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 イ

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。初めに、庶務課のイについて、庶務課長、報告願います。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、2月分、資料8をご覧ください。

ご説明いたします。学務課取扱分が1件でございます。件名1、小学校選択制の要望についてです。要旨です。現在は指定校という形で居住住所で入学する小学校が決まってしまうが、学校選択制を導入してほしい。通学路の安全の問題で他校へ通わせたい場合は教育委員会に必要性を認められないと指定校変更はできないとなっている。各家庭が納得した学校へ各家庭の責任で通学できる学校選択制にしてほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、児童保育課取扱分、1件でございます。件名2、障害がある、もしくは配慮が必要な子の保育園の入園申込についてでございます。要旨です。保育園の入園案内パンフレットを見たところ、障害がある、もしくは配慮が必要な子の入園について「保育審査会および入園審査会の判定の結果、入園できない場合があります。原則として保育時間は保育園の定める8時間以内となります。」と記載があった。パンフレットに記載されている事柄は、障害者差別解消法に違反していないか。夫婦ともにフルタイムの就労を希望しているため、標準時間の保育を希望している、というご意見をいただいております。

続きまして、放課後対策担当取扱分3件でございます。件名3、こどもクラブにおける長



期休暇中のお昼についてでございます。要旨です。学童の申し込みを検討しているが、長期休暇のお弁当の宅配は今後検討されないのか。個人的に利用することは可能なのか。お弁当の宅配を実施している学童があれば教えてほしい、というご意見でございます。

次ページをご覧ください。件名4、台東児童館への階段昇降サポート設備の設置についてでございます。要旨です。0歳と1歳の子供の育児で、台東児童館を活用している。近くの「わくわく広場」よりも利用可能時間が長いため、保育園の後でも通いやすく助かっている。台東児童館は3階にあるが、急な階段しかない。0歳の子を抱きながら、階段の昇り降りのぎこちない1歳の子の手を取り3階まで昇り降りするのは危険だ。エレベーターなど、子連れのお母さんも昇り降りが容易になる設備を導入してほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、件名5、台東区の放課後子供教室についてでございます。要旨です。放課後子供教室を実施している小学校と実施していない小学校があり、同じ区内なのに学区が違うだけで親の負担の差がすごいと思う。なぜ全校で実施しなかったのか。近隣区では全校実施している。全員平等に放課後子供教室の利用権利を与えてほしかった、というご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分10件でございます。件名6、区立中学校の「学校のきまり」HP掲載についてです。要旨です。各校のHPを拝見しておりますと掲載場所がバラバラであったり、「学校のきまり」や「生徒心得」など異なる名称が付けられていたり、情報へスムーズにたどり着きづらい。情報は一箇所にまとめて置いていただけるよう各校へ通達してほしい。また、校則をHPで公開するのみに留まらず、校則制定の背景など、なぜ同じ標準服を着用しなければならないのか。なぜ規定にあるような髪型にしなければならないのかなどの具体的な校則制定の理由や、その効果、見直しする場合の手順なども速やかに明記する必要がある、というご意見をいただいております。

次ページをご覧ください。マスクの着用関係の意見を、この後6件いただいております。件名につきましては、件名7、3ページ1番下の件名9、次ページの件名11から14が、マスクの着用に関する関係のご意見をいただいております。内容といたしましては、マスクの着用を緩和してほしいということが4点、着用を引き続きしてほしいという2件となっております。代表的なものを2件、件名等のもと紹介させていただきます。

件名7です。マスクの着用についてでございます。要旨です。マスク着用は個人の判断と政府方針が出ていますが、一体いつになったら区は学校現場での着用任意になりますか。3年生の息子はマスク着用に強い嫌悪感をいだいており、一刻も早い任意化が必要だ。「マスクをしないといけない学校に行きたくない」とも言っており、その前に行政も動いていただければと思っている。他の自治体では、学校でのマスク着用は任意とする方針も多く出ている。身体的、精神的に苦痛の伴うマスク着用に対する1日も早い緩和を求める、というご意見いただいております。こちらは緩和でのご意見でございます。

続きまして4ページでございます。件名13ですね。卒業式でのマスクの取扱いについて

という、こちらはマスクの着用についてのご意見いただいております。文部科学省が卒業式でのマスクについて、式全体を通じて着用しないと方針通知を出したが、卒業式に出席するにあたり不安がある。後遺症などの心配もあり、何度も罹りたくない。卒業式で終わりではなく、その後の入学式や新生活もあるので基礎疾患のある方は出席出来なくなるかと思う。換気対策、感染対策を万全にし、マスク着用で卒業式を行ってほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、お戻りいただきまして、3ページでございます。件名8についてでございます。件名8、小学校における体育授業時の男女別着替えについてでございます。要旨です。入学説明会后に「体育時の着替えは男女別になるのか」質問したところ、副校長は「学校によって違うかもしれないが、体育の授業はクラス別に実施しており、担任の目を行き届かせる必要があるため、3年生までは男女一緒に着替えている。」ということだった。授業の際の着替えについて区全体として男女を分けていただきたい、というご意見をいただいております。

恐れ入ります。4ページのほうにお進みください。件名15、指導についてというご意見でございます。4ページ1番下でございます。要旨です。先日、中学校の生徒たちがサラリーマンと揉めているのを目撃した。サラリーマンに何かが当たったようで当てられた方は、怒っていました。当の生徒たちは悪びれた様子もなく、その後、サラリーマンと生徒1人がどこかに行き、残った生徒たちが面倒くさそうに仕方なくついていく感じであった。あの子たちがそのまま高校に進学すると恐怖を感じる。厳正な処罰を求める、というご意見をいただいております。

続きまして、5ページになります。スポーツ振興課取扱分2件でございます。件名16、生涯学習センターのエアロビ教室についてです。要旨です。生涯学習センターエアロビ教室に参加している。室内は、室内用シューズ、廊下は外用となり、室内から出る時は、外用に履き替えなければならない。履き替えなかった人がいたので「守ってください」と言ったが、言うことを聞いてくれない。他の人もそのことに気づいており、気分を悪くしている。ルールを守れない人は来てもらいたくない。注意してほしい。件名17、生涯学習センターのエアロビ教室についてです。要旨です。生涯学習センターエアロビ教室の終了時、「あんた何様のつもり」などと怒号が響き、相手の人はその場で土下座をしていた。他の人に文句を言ったり、先生に対して何か言っていたようだ。先生に何があったか確認し、フォローをしてほしい。楽しい場をなくさないでほしい、というご意見でございます。

中央図書館取扱分2件でございます。件名18、図書館及びブックポストの増設についてです。要旨です。神奈川県大和市から転入した。図書を返却するポストは市内で全ての駅とスーパー等の商業施設に9箇所を設置されており、様々な場所で貸出・返却ができたため、よく利用していた。台東区は、図書館がどこも遠く、ブックポストも住居近くの新御徒町駅周辺にはないことがわかった。オレンジ図書館を利用したいが、開館時間が18時までで、仕事後に利用することができない。新御徒町駅周辺に図書館サービス連携施設を増

設することはできないか。せめて、ブックポストを新御徒町駅や佐竹商店街に設置してほしい、というご意見をいただいております。

最後になりますが、6ページでございます。件名19、谷中図書館の開館曜日についてでございます。要旨です。谷中分室をいつも利用しているが、2月11日（土）・12日（日）がどちらも休館で、土日以外の利用が難しい私は、本の貸借に不便な思いをした。今回はたまたま祝日が土曜日だったためにこうなったのかもしれないが、できれば土日はどちらかは開館してほしい、というご意見をいただきました。

いずれも、回答がございましたものにつきましては回答を本文のとおりしてございます。

長くなりましたが報告については以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 件名8、小学校における体育授業の男女着替えということで、4年生以上は別な場所で以前から行っていますが、最近は低学年もカーテンなどで仕切って着替えをしているようですね。カーテンを設置することはそんなにお金もかからずできるのではないのでしょうか。引っ張ったりして取れないように、安全面では注意しなければいけないと思えますけれども。カーテン設置をやっている学校はどのくらいあるのでしょうか。これから、配慮すべき問題だと思います。

もう1つは、件名16・17のエアロビ教室の件なんです。何かトラブルがあったときは、どなたがどのように方が対応をされているのでしょうか。

3つ目ですけれども、中央図書館、件名18、19ですが、両方とも図書館を利用したいということです。土日に開設するのは難しいかと思えます。せめてブックポストを多めに設置できないのかという思いは、分かるような気がします。台東区の場合、ブックポストの数は少ないのでしょうか。他地区と比べて、どのような状況にあるのでしょうか。以上、3点、お願いします。

○指導課長 まず、件名8に関してですが、数年前からこういったことがいろいろと男女別でって、低学年においてもということは問われるようになって、本区は順次、カーテンをつけるか、部屋を分けるかということは進めてきましたが、施設の整備が必要なものや取り付けが必要なものもあり、そちらのほうは庶務課で順次対応しているというところで、こちらのほう回答にあるように、準備を進めている途中であったということだったので、現時点の回答が今は3年生までは、という回答だったので、もう多くのほとんどの学校は進んでいるというふうに認識でございます。

○神田委員 そうしますと、まだ全部が、できているわけではないということですね。

○指導課長 そうですね。

○神田委員 なるべく早く進めていただけると、ありがたいです。ありがとうございます。

○スポーツ振興課長 続きまして件名16・17のエアロビ教室の件について、ご回答させていただきます。どなたが対応しているかということですが、こちら生涯学習センターのトレーニングルームで、事業者に運営委託しております。こちらのほうから、このエ

アロビ教室の講師等もしておりますので、基本的には運営委託を受けている事業者さんが対応しております。ただ、今回このようなご意見いただきまして、同じセンター内にスポーツ振興課もございますので、順次巡回をしながら、協力体制を取りながら、今見ているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○中央図書館長 図書館のブックポストでございますが、現在区内に12箇所設置しております。中央図書館と、あと分館分室の5館につきましては、そのブックポストが壁に設置してありますので、夜中でも入れられるような状況になっております。そのほかの、蔵前オレンジ図書館とかすこやか図書室、そのほか区役所だったりとか、西部・南部・北部の区民事務所、あと上野地区センターにも設置しているんですが、そちらについては可動式のブックポストになりますので、そちらの施設が閉まるときにブックポストも閉まってしまうんですね。そういう意味もありまして、午後9時とか10時とかまでしかご利用できないという状況でございます。ただ、区内に12箇所設置してあるというのは、徒歩圏内でどこでも入れられるように、配慮はさせていただいているところですが、ご意見いただいた例えば駅の中、商業施設、というご意見いただいておりますけれども、以前やはり駅で設置できないかということも検討したんですが、やはり管理の課題などもございまして、なかなか難しい状況でございます。ですので、引き続き区有施設でご利用いただけるような形で対応していきたいと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。少なくないというわけですね。

○浦井委員 件名の5のなんですけれども、台東区の放課後子供教室、この差があるというのは、不満が出て当然かなというふうに思うところではあります。最後のところに、台東区の小学生には全員平等に放課後子供教室の利用権利を与えてほしかったということで、実施していくところとしてないところがあるという点に、こうした不満の一因があると思われま。実施していない学校の、していない理由ですとか、今後の計画の有無みたいなものを、ホームページとかそういったところですぐに確認できるような形になっておりますでしょうか。明記してしまうと、どうしてもその後対応が変わったときとかに難しいかなと思うんですけれども、理由などが確認できることによって、不満感も少し薄れるかなと思うところです。このあたり、どのようなご対応になっているのか教えていただけたらと思います。

○放課後対策担当課長 放課後子供教室につきましては、これまで学校の大規模改修の予定に合わせて、設置をしてきたところでございます。今時点で決まっておりますのが5年度は2校、平成小・根岸小。6年度は3校、東泉と黒門と松葉小。7年度に台東育英小学校。9年度に大規模改修工事を終えた、田原と金曾木小ですね。富士小学校については未定でございます。こちらにつきましては、実施場所の課題がございまして、まだ実施できるという状況には至っておりません。放課後子供教室の実施予定をホームページ等で掲載しているかについては、現時点では掲載はしておりませんが、ご指摘のように、それを記載す

ることで、こういったご意見等が少なくなると思いますか、まとめますので、そこについて対応してもらいたいと思っております。

○浦井委員 やはり、何が理由なのかという具体的なものがあると、納得される方も一部ではあれいらっしゃるかなと思います。可能な限りで構わないので、ご対応いただければと思います。

○垣内委員 図書館の件、とても重要だと思うんですけど、デジタルの図書利用というのはどんなふうに進んでいるのでしょうか。まあkindleとかですね。

○中央図書館長 電子書籍ということだと思うんですけども、まだ23区の中で、電子書籍を導入している区、今すみません、ちょっと数値を持っていないんですが、たしか15ぐらいだったかと思っています。大分、ちょっと数値はまた後でご報告させていただきますが、台東区では、まだ今電子書籍については、導入の予定をしておりません。その理由といたしましては、コンテンツの少なさとなかなか電子書籍というのが、いわゆる青空文庫で、著作権がなくなっているような本がほとんどということですので、そういったところを今、どのように推移していくかというところを、ちょっと見極めているところでございます。ただ、23区でも、大分電子書籍を導入しているところもございますので、それについては引き続き、検討してまいりたいと考えております。

○垣内委員 ありがとうございます。

○高森委員 指導課取扱分の件名6、校則の件ですが、ホームページの掲載がもう既に始まっているということですが、今年の中学校の選択にあたって、子供たちが、このHPを参考にして、選択をしたというような事例が認められるのかどうか、そのあたり把握されていますでしょうか。

○学務課長 中学校選択制度に関して、その年に入ったお子さんに、一応その保護者とお子さんにアンケートを採っているんですけども、その中で、その学校、中学校に関する情報の入手方法、ということでアンケートを採っております。

今ご質問いただいた、まず生徒さんのほうで申し上げますと、526件の回答があったうちで、ホームページを参考にしたという回答が107件ございました。割合でいうと20.3%。保護者の方にも同じ質問をしております、保護者の方、424件の回答いただいたうちの学校のホームページで情報を入手したという方が162件、38.2%でございました。

○高森委員 ありがとうございます。校則かどうか分かりませんが、ホームページを一応そういった形で参照されている方が比較的増えているというのは、傾向としてはありますでしょうか。

○学務課長 そうですね。昨年度の入学と比べてなんですけれど、一応ほぼ横ばいという形ですね。はい。

○高森委員 それは、校則のホームページ掲載が、直接何か影響を及ぼしているような感じはないんですね。なるほど、去年と同じくらいだということであればね。分かりました。

○学務課長 そうですね。そこまで詳細にはアンケート採れてないので。

○高森委員 数値的に同じということは、校則が改善されたから跳ね上がったとか、そういうわけではなさそうだという感触は受けました。校則の部分は私も全部見たわけではないのですけれど、どこまで公開されているのか。公開するにあたっては学校でもかなり詰めて、作成し直したところもあると思います。ただ、やはり校則ですから、原則、各学校や、生徒が主体的に決めていくものであって、それに対して、それを見た部外者の人たちがどう思うかということまでは考えなくていいと思うんですけれどもね。その学校独自のものですから。

ただこれから考えていくときに、とある学校の卒業式で、前の日にヘアスタイルを変えて出席をしようとしたら、そのヘアスタイルでは卒業式には出席できないということと言われて、体育館の二階の座席に座らされて、呼名のときも、呼んでも返事をすると言われていたという事例があったというのですけれども、後々聞くとそのお子様は外国籍にオリジンを持っているお子様で、その国の人種・習俗・宗教などに基づいたヘアスタイルだったらしいんですね。それが、学校の校則に合わないからってと言われて、そういった対応をされたということなんですけれども、やはりこれからはこうした人種だとか宗教に起因するような、いろいろな事案が出てきますので、校則もあまり細かなことを決めるよりも、もうちょっと大きく、法に抵触するようなことを禁ずる程度の、そのぐらいの内容になっていくのかなという気はするんですね。

同じように件名8の体育時の着替えの部分も、男女という2つの性に分けていますが、これからはもしかしたらLGBTQ対応の性自認の問題を含めたときに、どういう対応をしていったらいいかというのは難しい問題が出てきて、先生方も苦慮されるのではないかと思います。皆さんで知恵を出し合いながら、このあたりは進めていただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○神田委員 2番の保育園の入園で障害がある子供の入園についてですが、入園できない場合がありますというのは、書いてあるんでしょうか。そのことと支援員を配置することが困難な場合はということにつながるのか、標準時間をどのくらいと考えているのか。8時間以上をこの親は求めているのか、そのあたりもお聞きしたいです。

○児童保育課長 まず、質問の第1点の入園できない場合がございます、という点につきましてはその子の状態におきまして、なかなか集団でのお預かりが難しい場合につきましては、いわゆる集団の保育園ではなく代替のベビーシッターサービスを使っていたかというような場合がございます。

2つ目の標準時間というところにつきましては、8時間ではなくて11時間、でございます。

○神田委員 この標準時間というのは、決まっているのですか。この言葉で出すと、11時間ということでしょうか。

○児童保育課長 はい、標準時間が11時間、短時間が8時間という点になっております。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。要望はあってもなかなか難しいですね。

○児童保育課長 実はこのパンフレットのほうには「原則」というふうに書いておりまして、どうしても保育園の数が多いので、それぞれ職員体制や施設、設備が違うので、全園に確約が取れているのが8時間、ということでございます。個別にお話をして、11時間で受け入れることが可能ということであれば、個別に対応することもございます。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。そうすると、この電話でのご回答で、この親は納得したということですね。

○児童保育課長 ご理解いただいております。

○神田委員 丁寧な対応をすると、親も納得するわけですね。名前を出してくださると回答ができるので、いいですね。

○中央図書館長 先ほどの電子図書館についてでございます。23区で現在導入されている区は15区でございます。

○佐藤教育長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

## (2) 放課後対策担当 ウ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウについて放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項のウ、民設こどもクラブの開設についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、概要です。待機児童の解消に向けて、待機児童対策緊急3か年プランに基づき、蔵前小学校区またはその周辺に3か所こどもクラブの新設をするため、民設の誘致を進めております。このことについて、現時点で2件の申請があり、それぞれ審査を通過しましたので、令和5年6月の事業開始に向けて進めてまいります。

項番2、開設施設です。1件目の施設名は(1)に記載のアスク浅草橋こどもクラブ、定員は40名です。所在地は浅草橋3丁目26番3号、アコルデ浅草橋の二階になります。台東育英小学校の学区になります。地図では右上に開設予定場所を表示しています。現在、改修工事中の台東育英小学校本校舎から約300メートル、台東育英小学校が仮校舎として使用している旧龍谷小学校からは約750メートルに位置しております。また、地図に記載はありませんが、蔵前小学校からは約500メートルでございます。延床面積は資料記載のとおりです。運営事業者は、区内でも5つのこどもクラブを運営している株式会社日本保育サービスでございます。

続いて(2)、2件目は施設名トレジャー☆キッズクラブ元浅草校、定員は50名でございます。所在地は元浅草1丁目8番7号、元浅草SKビルの二階でございます。蔵前小学校の学区となります。地図の左上に開設予定場所を表示しており、地図の右下に蔵前小学校がございます。蔵前小学校からは約750メートルであり、最も近い小学校は平成小学校で、約450メートルとなります。延床面積は、資料記載のとおりで、運営事業者は区内でも複数のこどもクラブを運営している株式会社セリオでございます。2ページをご覧ください。

項番3、審査結果です。本年2月、応募書類、プレゼンテーション、ヒアリングの内容で審査をしております。公設のこどもクラブと同様に得点率が合計得点の7割以上で通過としております。

(3) 審査員は資料記載のとおりです。

(4) 審査結果について、項の最下行に記載のとおり、申請のあった2件ともに通過に必要な得点率7割を超え、通過としております。

項番4、今後のスケジュールです。本年4月に、両事業者と運営に関する協定書を締結します。また、開設や申請受付について4月から広報「たいとう」や区公式ホームページ等で周知してまいります。6月1日から事業を開始する予定です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 審査結果では、2つのこどもクラブはどちらも高得点なので問題はないと思うのですが、差があるとしたら運営体制と具体的な活動内容でしょうか。両者はどのような差があるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 こちらにつきましては、点数差、運営体制6点と具体的な活動内容9点。ございますが、この具体的な活動内容で言いますと児童の健全育成のための支援、楽しい場所であるかどうか、あるいは配慮児への対応など、審査員によってその評価している点数というものが違いますので、その分で点数差は出ているというところがございます。この評価につきましては、全審査員5段階中3番目以上の、普通以上の評価でしております。なので、点数が低いというか、事業者が運営内容が悪いというわけではなくて、点数の高い事業者のほうがより内容のほうが優れていた、審査員のほうで評価をしたというような内容になっております。

○神田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 今回の概要は蔵前小学校区、またはその周辺にということで新設を進められているようですが、裏面にも近隣小学校、地域と連携に関する事柄が審査基準になっています。具体的にはどうなのでしょう。この両方のそれぞれの隣接のこどもクラブは学区域としてはどこの学校の児童が、利用すると想定しているのでしょうか。主に、蔵前だけでしょうか。それとも、上のほうは台東育英も近いような気もするんですけどね。どのあたりが一応範囲になっているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 (1)のアスク浅草橋こどもクラブ、こちらは蔵前小と台東育英小のちょうど中間地点のような位置にありますので、恐らく蔵前小と育英小の児童が多く利用されるのではないかと考えております。(2)のトレジャー☆キッズクラブ元浅草校、こちらにつきましては蔵前小よりも平成小のほうが近いということがありますので、蔵前小も含めて平成小の児童も利用される。または上野小の児童も自宅の場所によっては、利用される可能性があるのではないかと考えております。

○高森委員 定員が40、50人前後ですけども、需要としては高いほうなのでしょう、



この地域としては。

○放課後対策担当課長　こちら南部地域につきましては、現時点で待機児童が90人程度おりますので、今回設置されることで90人定員が整備されますので、ニーズが高いというふうに考えております。

○高森委員　分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長　全体の待機児童のこと話してあげれば。今の推移を……

○放課後対策担当課長　待機児童数ですが、今年度の4月1日以前は139人となっております。来年度、4月1日すぐですけれども、大体180人前後になる予定でございます。

○高森委員　そんなに増えているんですか。余談ですけれども、保育のほう充実して今だんだん定員割れしてる中、その世代の学年が上がり、上がってきて今度、こちらの学童、こどもクラブに需要が高まっているような感じがしますね。

○佐藤教育長　それでは放課後対策担当ウについては、報告どおり了承願います。

## 〈日程第2　教育長報告〉

### 1　協議事項

(2) 児童保育課　イ

(3) 放課後対策担当　ウ

(4) 指導課　エ

○佐藤教育長　それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

それでは日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、児童保育課のイを議題といたします。なお関連する放課後対策担当のウ及び指導課のエについても一括して議題といたします。それでは児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長　それでは、保育所における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料の2をご覧ください。

初めに、項番1、感染症予防ガイドラインの取扱いについてです。保育所における感染症対策については、厚生労働省による、「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」に基づいた感染症対策を実施しております。

なお、台東区保育園版感染症予防ガイドライン、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」の規定による2類感染症を前提とした内容であるため、5類感染症に移行する前日をもって廃止する予定でございます。また、その下に参考として現在のマスク着用の考え方について資料に記載をさせていただきました。

初めに児童についてです。国のガイドラインに基づき、以下のとおり実施をしております

す。2歳未満児のマスク着用については推奨、奨めておりません。2歳以上児についても、マスクの着用は求めておりません。あわせて、基礎疾患がある等のさまざまな事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとしております。

次に職員についてです。区立保育園については、本年の3月2日、第47回台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議による「区の対応」の「職員の自主的判断を基本とする。ただし、当面の間、職場の事情に応じ、区民等と接する場合においては、原則としてマスクを着用することとする。」と、これを参酌しまして、区立保育園の職員においても、原則として同様としております。

私立保育園につきましては、国ガイドラインに基づきまして、個人の判断に委ねることを基本としますが、施設管理者等が感染対策上又は事業上の理由等により、職員にマスクの着用を求めることは可能としております。

最後に、下の米印をご覧ください。マスク着用の考え方につきましては、5月7日までの考え方でございまして、今後、国等の動向に変化が生じた場合は、都度、適切に対応してまいります。ご説明は以上でございします。

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項のウ、児童館における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、基本的運営方針についてです。児童館については、3月2日開催の台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した「区の対応」と学校等における感染症対策を踏まえた対応としております。また、児童館は乳幼児の利用もあるため、保育所等の感染症対策についても参酌してしております。引き続き、区、学校等の対応を踏まえ、感染症対策を行ってまいります。なお、台東区立児童館版感染症予防ガイドラインについては保育所等と同様に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する前日をもって廃止をする予定でございします。

項番2、マスク着用の考え方についてです。令和5年4月1日から、学校等におけるマスク着用の考え方が見直しを予定でございします。現在、児童館でのマスク着用については、区立小学校等と合わせた対応としております。そのため、学校等の変更に伴い、児童館についても4月1日から下記のとおり対応を変更してまいります。1つは、来館者及び職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本といたします。ただし、イベントの性質や内容等に応じてマスク着用を求めることを可能とします。2つ目は職員に対して、来館者等と接する場合に対しては、原則としてマスクを着用することといたします。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○指導課長 それでは令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症対策の見直し等についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まず項番1、目的についてでございします。新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防

及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症移行前に対策を変更し、年度途中の対策見直しによる学校園の混乱を防ぐものでございます。

続きまして、項番2、基本的運営方針についてでございます。令和5年4月1日からは、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を準用した感染症対策等に基づき、学校運営を行います。これに伴い、「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」につきましては、令和5年5月7日、いわゆる移行の前日をもって廃止する予定でございます。こちらは区のガイドラインの動向に準じてまいります。

続きまして、項番3、マスク着用の考え方の見直しについてでございます。区立学校の児童・生徒及び幼稚園・石浜橋場こども園も含む教職員に対しては、マスクの着用を求めないことを基本といたします。ただし、郊外学習等の際には、受入れ施設の要請等に基づき、マスクの着用を推奨することがございます。なお、幼稚園・石浜橋場こども園については従前より、マスクの着用を求めておりません。

続きまして、項番4、主な感染症対策についてでございます。「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染症対策を継続いたします。参考資料も併せてご覧ください。健康観察票は廃止といたしますが、幼児・児童・生徒一人一人が健康状態について自ら把握し、判断して行動することができるよう、発達段階に応じた指導を行います。保護者には家庭での健康把握を依頼いたしますが、参考資料を配付して、各家庭を支援いたします。給食等の食事を取る場面においては、引き続き食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食にあたっては飛沫を飛ばさないように、指導いたします。引き続き、「黙食」は求めません。

最後に、項番5、出席停止等の取扱いについてでございます。感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合等は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止の措置を取ります。感染不安等、保護者の申し出に合理的な理由がある場合は、「校長が出席しなくてよいと認めた日」として扱い、「出席停止・忌引き等の日数」といたします。臨時休業等につきましては、文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参考に、学校園内での感染状況等をもとに総合的に判断いたします。以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 4番のところで、家庭での健康把握についてという参考資料をお配りになられて、保護者に家庭での健康把握を依頼するということなんです。例えば、咳・くしゃみ・鼻水といったものに1つでもチェックが入る場合、ここは「無理をせずに自宅で休養し、医療機関を受診してください」という出席停止扱いになるということなんです。これ、花粉症とかアレルギーとかそういったものに関しては除くとか、そういった記載はあるのでしょうか。それとも、当然なくてもそれは除いて考えるというのが前提条件となっているのか。これだけを見ると、何かもう、アレルギーでも咳とかしていたら出られない

みたいな感じになってしまいそうかなと思ひまして。この点について、一応確認させていただけたらと思ひます。

○指導課長 実は、資料を提出した後ですね、それぞれ園長会長・校長会長にまいて、ご意見がございまして、この部分ご指摘いただいでですね、実は資料のほうは修正が間に合わなかったんですが、こちらとして今修正版として考へているのは、無理をせずに自宅で休養し、医療機関を受診してくださいというチェックがある場合は、出席停止になる場合がありますので、学校園に相談してくださいというような、いわゆる今お話のようにアレルギーだったとか、そういった場合には出席も可能だということもあるので、全てもう1個チェックあったら出席停止というような対応じゃないようなことを、ちょっとここ数日で、2・3日でご意見いただいたところなので、そういうふうには修正を図る予定でございませう。

○浦井委員 ありがとうございます。

○高森委員 これらの対応は基本的にはインフルエンザと全く同じ対応になるということなんでしょうか。それとも、やはりそれとはちょっと違う対応を取るということなんでしょうか。

○児童保育課長 ガイドラインが厚生労働省と文科省で分かれていると思うので、厚生労働省の取扱いをお話した方がいいと思ひております。

今年の3月、今月の頭に、厚生労働省のガイドラインの改正をされまして、従来インフルエンザ等のページはあったんですが、新型コロナウイルスの対策については専用のページが設けられるようになりました。あくまで、対策については、これまで通知等で行っていたものについてそこにまとめているようなイメージでございませう。対策としては似ているんですが全く一緒ではないというご認識でございませう。

○学務課長 すみませう、学校についてはすぐに確認をしますのでお待ちください。

○佐藤教育長 よろしいですか。すみませう、高森委員の今の質問については保留させていただいて。他に意見がなければ先に進めますが。この新型ウイルス、各保育所、学校等の。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 では、すみませう。高森委員の今の質問についてが、ちょっと保留にさせていただきます。後ほど了承等をさせていただきます。

それでは今の保留の件を除いて、児童保育課のイ、放課後対策担当ウ及び指導課のエについては断片的ですが、協議どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませうでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませうでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 オ

(6) 中央図書館 カ

○佐藤教育長 次に生涯学習課のオを議題とします。なお、関連する中央図書館の力についても一括して議題といたします。それでは、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センター等の開館時間の変更についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、項番1の概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生涯学習センター等におきましては、令和3年度より開館時間を短縮しておりましたが、国や都の動向を踏まえまして、令和5年5月8日より、感染拡大前の従来の開館時間に変更いたします。

項番2、変更案でございます。(1)の対象施設につきましては、資料に記載の施設でございます。(2)開館時間については、これまで午後9時までの開館としていたところを、午後10時までといたします。

項番3、変更時期は5月8日からでございます。説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に図書館長、説明願います。

○中央図書館長 それでは、一部図書館の開館時間の変更についてご説明いたします。資料をご覧ください。

項番1、概要につきましては、先ほどの生涯学習からのご説明と同様で、令和3年4月から、当面の間として開館時間を短縮していた中央図書館谷中分室と、根岸図書館の2館について、感染拡大前の従来の開館時間に変更するものでございます。

項番2、変更内容です。(1)中央図書館谷中分室は現在19時までのところを21時までに、(2)の根岸図書館については同じく19時までのところを20時までに変更いたします。

項番3、変更時期は令和5年5月8日からでございます。ご説明は以上です。よろしく願います。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○高森委員 資料6の図書館の開館時間変更ですけれども、一部図書館ということですから、ほかの図書館はどのような対応になっていますでしょうか。

○中央図書館長 ほかの図書館につきましては、短縮はしておりませんので、現在のままで。

○高森委員 そのままですか。なるほど。分かりました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

それでは生涯学習課のオ、及び中央図書館の力については、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

それでは、先ほどの高森委員からのご質問に関しまして。

○学務課長 先ほど、指導課のほうから報告ありました中で、国のほう、文科省が今出しています「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、これの1番最新が4月1日版になっております。基本的には、これを、5月8日以降も、特に今特段は、これを廃止する云々の話は聞きませんので、もしこれが残るのであれば、新型コロナウイルスについての対策は、このマニュアルに従って、やっていくというような形になります。

○高森委員 承知しました。

○学務課長 インフルエンザとは別に、新型コロナはこのマニュアルに沿ってやっていくというような形になります。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 今のを加えまして、承認よろしく願いいたします。

### 3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上ですが、全体を通して何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時38分 閉会